

令和6年11月29日

審査庁 高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 阿 部 晶 子

行政文書の一部公開決定に関する審査請求について（答申）

令和6年9月19日付け高福障第1448号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

2 審査請求に至る経緯及び公開請求の内容

（1） 行政文書公開請求

審査請求人 ○○○○○は、令和6年4月26日付けで高松市情報公開条例（平成12年条例第39号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して、以下の行政文書の公開を請求した。

社会福祉法人○○○○○○から高松市へ提出された届

① 2023.4.1～2024.3.31 GH○○○○ 休止届

② 2024.3.31をもってGH○○○○を廃止する廃止届

③ 2023.○○○○○○定員50名→36名に減員する届

①②③とも届と同時に提出された、文書、資料

また、事前協議がなされた内容等記されたもの、理事会の議事録

（2） 実施機関の決定

ア 実施機関は、本件請求に対して、以下を対象行政文書と特定し、令和6年5月10日付けで行政文書の一部公開決定を行い、審査請求人に通知した。

- ・ 障害福祉サービス事業者等廃止・休止・再開届（令和５年２月３日決裁）
- ・ 障害福祉サービス事業等・障害児通所支援事業等廃止・休止・再開届
（令和６年２月６日決裁）
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等変更届（令和５年９月７日決裁）
- ・ ○○○○○○定員削減 経過概要
- ・ 社会福祉法人○○○○○○○ ２０２３（令和５）年度 第３回理事会
（９４）議事録（以下「理事会議事録」という。）
- ・ 社会福祉法人○○○○○○○ ２０２３（令和５）年度 臨時評議員会
（６４）議事録（以下「評議員会議事録」という。）
- ・ 社会福祉法人○○○○○○○ ２０２３（令和５）年度 第４回理事会
（９５）議事録（以下「理事会議事録」という。）

イ 公開しない部分及び理由

（ア） 法人代表者の印影及び個人の印影

（理由）

印影については、公表すべき合理的理由及び必要性はなく、偽造等の不正利用につながることも考えられることから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため。

（条例第７条第１号及び第２号アに該当）

（イ） 個人の氏名及び個人の勤務時間並びに理事会議事録及び評議員会議事録における署名並びに理事会議事録における従業員の入退職状況

（理由）

特定の個人を識別することができる、又は、識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

また、個々の職員の労務管理や事業運営上の雇用方針など、法人の人事に関する内部管理情報であり、公にすることにより、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため。

（条例第７条第１号及び第２号アに該当）

（ウ） 経過概要及び理事会議事録における利用契約の内容

(理由)

個別の契約の内容であって、公にすることにより公正な競争上の利益を害するおそれがあるため。

(条例第7条第2号アに該当)

(エ) 経過概要及び理事会議事録並びに評議員会議事録における会議の経過

(理由)

特定の個人を識別することができる、又は、識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

また、発言者及び発言内容を公にすることにより、発言者が委縮して自由な議論が阻害され、ひいては、法人の利益を損なうおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

(条例第7条第1号及び第2号アに該当)

(3) 審査請求

審査請求人は、実施機関に対し、令和6年6月12日付けで、非公開とされた部分のうち、理事会及び評議員会議事録の本文の公開を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

理事会及び評議員会の各議事録の定数見直しについて、各理事・評議員からどのような意見が出されたのか（誰の発言かは不要）黒塗り部分の開示を求める。

(2) 審査請求の理由

この定数減が決定されたことで、現に入所中の利用者11名が一方的に契約を解除されてしまった。各理事・評議員は、この決定が、利用者の居場所を奪う重大事に至るということを、どこまで理解し会議に加わっていたのか、どのような意見が出されたのか、しっかり議論はなされたのか、

契約解除され居場所をなくす利用者に、どこまで思いを馳せてくれたのか知りたい。私たちは、ただ、理事会で決定し高松市に定数変更（減員）届が出されたからどうしようもない。仕方ないでは納得できない。

開示しない理由に、～発言内容を公にすることにより、発言者が委縮し自由な議論が阻害され、ひいては、法人の利益を損なうおそれがあり～とあるが、「一方的強制退所は人権問題」と市長は発言されているのに、法人側の権利・利益ばかりを守ろうとするのは納得できない。

4 実施機関の主張

（１） 理事会及び評議員会議事録の性質について

社会福祉法人の理事会及び評議員会は、法人の運営方針について、意思決定やその監視を行うための法人内部機関の非公開の会議であり、何人でも自由にその議事録を閲覧できることを前提として開催されているものではないことから、本来は法人自らが、自主的に公開するか否かを決定すべきものと考えられる。

しかしながら、本件公開請求の対象となる議事録における会議の経過や各理事の発言内容は、法人の内部管理情報ではあるものの、公益性を有する情報でもあることから、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、条例の規定に基づき一部公開決定を行ったものである。

（２） 理事会及び評議員会の公開しなかった部分について

ア 理事会及び評議員会議事録における従業者の入退職状況について

公開しなかった部分には、従業者の採用者数及び退職者数が記載されており、個々の職員の労務管理や事業運営上の雇用方針など、法人の人事に関する内部管理情報を公にすることにより、法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アの規定により、公開しないこととした。

イ 理事会及び評議員会議事録における定数削減に伴う利用契約の内容について

公開しなかった部分には、利用契約書の契約解除について定めた内容が記載されており、当該社会福祉法人及び利用者双方による個別の契約内容であることから、これらの情報を公にすることにより、公正な競争上の利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アの規定により、公開しないこととした。

ウ 理事会及び評議員会議事録における会議の経過について

公開しなかった部分には、各理事又は評議員からの意見や、表決の内が記載されており、会議の経過や、各理事・評議員の発言内容は、法人の内部管理情報であり、発言内容を公にすることにより、今後同様の場において発言者が委縮し、発言を控えるなど、自由な議論が阻害され、ひいては、法人の利益を損なうおそれがあり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号アの規定により、公開しないこととした。

また、議事録には特定の個人を識別できる、又は識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのある情報が含まれているため、当該部分については、条例第7条第1号の規定により、公開しないこととした。

(3) 公開されなかった部分と市長の発言について

条例は、行政文書の公開義務として、条例第7条各号に規定する非公開情報が記録されている場合を除き、公開すべきことと定めており、条例に照らして非公開情報に該当するか否かを判断し、決定するものである。

本件決定における非公開部分については、本件決定通知書に記載し、また前述したとおり、条例に照らして非公開とすべき理由があるものであり法人側の権利・利益ばかりを守ろうとするとの指摘は当たらない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 議事録の公開・非公開の判断について

社会福祉法人の理事会は、社会福祉法人の業務執行の決定等を行う機関（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条

の 13 第 2 項)である。

理事会の議事については、議事録を作成し(法第 45 条の 14 第 6 項)、法人の事務所に備え置く(法第 45 条の 15 第 1 項)こととされているが、その議事録には、理事会の性質上、個人の氏名を始めとする個人に関する情報や、法人や事業の運営上の秘密に属する情報を始めとする法人に関する情報が含まれる。

この理事会の議事録の閲覧及び謄写は、評議員が請求できる(同条第 2 項)ほか、債権者が裁判所の許可を得て請求できる(同条第 3 項)が、裁判所は、法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは許可をすることができない(同条第 4 項)とされている。

また、社会福祉法人の評議員会は、法人の理事、監事及び会計監査人の選任並びに定款の変更その他の法人の運営に関する事項について決議する機関(法第 43 条ほか)である。

評議員会の議事については、議事録を作成し(法第 45 条の 11 第 1 項)、法人の事務所に備え置く(同条第 2 項及び第 3 項)こととされているが、その議事録には、評議員会の性質上、個人の氏名を始めとする個人に関する情報や、法人や事業の運営上の秘密に属する情報を始めとする法人に関する情報が含まれる。

この評議員会の議事録の閲覧及び謄写は、評議員及び債権者が請求できる(同条第 4 項)こととされている。

この法の規定を踏まえると、社会福祉法人の理事会及び評議員会の議事録について、法令上、公にされることが予定されているということはない。

そのため、上記の法令の定めによる場合のほかは、議事録を公開するかどうかは法人自らの決定に委ねられると解すべきである。

また、当審査会において、本件請求の対象行政文書である、社会福祉法人の理事会及び評議員会の議事録(以下「本件議事録」という。)が実施機関に提出された経緯について、実施機関から聴取し、次のとおり確認した。

- ・ 当該法人から実施機関に提出された定員を減員する届出に関し、法人の意思決定を確認する必要があるため、実施機関から法人に対し、本件議事録の提出を求めたものであること
- ・ 一般的な変更の届出があった場合には、通常、議事録の提出を求めていること

上記の本件議事録が提出された経緯を踏まえると、本件議事録における会議の経過や各理事及び各評議員の発言内容については、当該届出に関する法人の意思決定の事実を確認する目的の範囲においては公益性を有する情報と言えるものの、その範囲を超えて、個人の権利利益や法人の正当な利益を害するおそれがある情報までをも公にすべき事情があるとまでは認められない。

条例は、行政文書の公開義務として、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該行政文書の公開を義務付けていることから、本件議事録の公開・非公開の決定にあたっては、その記録されている情報について、個別に非公開情報の該当性を判断すべきである。

(2) 議事録の非公開部分及び理由の妥当性について

ア 従業者の入退職状況について

従業者の採用者数及び退職者数については、法人の内部管理情報であり、当該情報を公にすることで、法人の具体的な採用状況が明らかになり、応募者数に影響が出るなどの不利益につながるおそれがあると認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

イ 定数削減に伴う利用契約の内容について

法人と利用者との個別の契約内容は、一般に公開されないものであることから、当該情報を公にすることで、法人の公正な競争上の利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

ウ 会議の経過について

会議の経過には、各理事及び各評議員の意見が記載されているが、出席者5～7名の少人数の会であることから、発言者が推測されるおそれがあり、当該情報を公にすることで、今後同様の場において、発言者が委縮し、発言を控えるなど、自由な議論が阻害され、法人の正当な利益

が損なわれるおそれがあると認められるため、条例第7条第2号アに該当する。

また、議事録には、その内容から特定の個人を識別できる、又は識別することはできないが、公にすることで個人の権利利益を害するおそれがある内容も認められるため、当該情報は条例第7条第1号に該当する。

(3) 結論

審査請求人が公開を求める情報である理事会及び評議員会議事録の本文のうち、非公開とした部分については、条例第7条第1号及び同条第2号アに該当し、実施機関の主張には理由があることから、一部公開とした実施機関の決定は適法かつ妥当であり、本件審査請求を棄却すべきである。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 9月19日	諮問書受理
令和6年10月11日	実施機関の非公開の理由の聴取及び争点の審査
令和6年11月29日	答申